明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務九）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一〇）　三
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五五）　六

〔告　示〕
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務二八八）　一〇
○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和元年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（同二八九）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二六八）
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一五〇）　三〇
○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通九三二）
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同九三三）　三三
○排出ガス対策型原動機の指定に関する件（同九三四）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、東日本高速道路株式会社工事開始、公文書等の管理に関する外国人技能実習機構、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告　四五

省令

○外務省令第九号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十三日

外務大臣　茂木　敏充